

京都市農業委員会告示第3号

別段の面積（下限面積）の設定について

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に規定する別段の面積（下限面積）について、次のとおり定める。

令和3年7月26日

京都市農業委員会会長 戸田 秀司

別段の面積	適用する区域
0.01アール (空き家に付隨 した農地)	北 区 ・大森西町37番 左京区 ・大原百井町89番 右京区 ・嵯峨檜原高見町29番 ・京北柄本町川合33番, 38番
10アール	北 区 ・中川, 杉阪, 真弓, 小野, 大森, 雲ヶ畠の区域 左京区 ・花脊, 久多, 広河原の区域 右京区 ・嵯峨水尾, 嵯峨檜原, 嵯峨越畠の区域 ・京北漆谷町, 京北下黒田町, 京北下弓削町, 京北宇野町, 京北上中町 西京区 ・大原野石作町, 大原野小塩町, 大原野外畠町, 大原野出灰町 伏見区 ・醍醐一ノ切町, 醍醐二ノ切町, 醍醐三ノ切
30アール	上記以外の区域

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年8月1日から施行する。

(告示の廃止)

2 令和3年度京都市農業委員会告示第2号は、この告示の施行日をもって廃止する。

(京都市農業委員会事務局)